

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針

令和2年2月26日策定

令和4年3月17日変更

新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針に定める「県機関における取組」については、次のとおりとする。

1 全庁を挙げた対策の実施

全部局・任命権者が新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部体制の下、県民の命や生活を守るため、医療提供体制の維持や県内経済の安定に向けて、「全庁コロナ・シフト」を継続する。

2 「全庁コロナ・シフト」の維持に向けた事業の見直し等

「全庁コロナ・シフト」の考え方に基づき職員を確保する観点から、全ての事業及び内部管理事務について、業務プロセスや手法の徹底的な効率化に努める。

また、感染拡大期など職員確保を優先すべき時には、県民生活に直結する事業や法令により実施が義務付けられている事業を除いた全ての事業について、中止又は延期を前提とした見直しを行う。

なお、県が主催するイベントの原則中止・延期はしないが、感染状況に応じ、事業の中止や実施方法、着手時期を見直す。

3 新しい生活様式の定着に向けた取組

(1) 職員向け対策

- ・ 職員一人ひとりが、日常の感染防止対策を徹底するとともに、すべての所属において換気や消毒など職場の感染防止対策を徹底する。
- ・ テレワークやリモート会議等を率先して実施し、職場への出勤者を減らすことにより、職員の感染を防止するとともに、感染により勤務が不可能となる職員の急増に伴う所属機能の停止を回避する。
- ・ 業務のデジタル化を積極的に推進することにより、オフィスへの通勤や対面での業務を前提としない働き方を定着させていく。
- ・ なお、これらの対策の具体的な対応については、状況の変化に応じて、適宜通知により周知徹底を図る。

(2) 県民利用施設（*入所施設を除く）

個々の施設の実情に応じて、基本的な感染防止対策を徹底したうえで、運営する。

(3) 県民等への対応

県民や事業者の皆様ができるだけ来庁しなくてすむように、県への提出物等について、オンライン申請の導入を積極的に進めるとともに、郵送等による提出を周知・要請する。

また、県民や事業者の皆様が来庁した場合に備えて、窓口における透明間仕切りシーートの設置などの感染防止対策を実施する。

業務上やむを得ず、県民や事業者等の相手方へ訪問する際には、最低限の人数・時間とし、感染症の拡大防止対策に十分留意した上で行う。